

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であって規則で定めるもの（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	福島県
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	97-1：肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であって規則で定めるもの（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第一の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であって規則で定めるもの（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）第一条	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第1

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、感染症の予防及び感染症の（患者）に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、（感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること）を目的とする。</p>	<p>肝炎の克服に向けた取組を進めて行く旨が定められた肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとされている。このため、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。）も肝がん同様に予後が悪いこと、更に、ウイルス感染が原因により慢性肝炎から軽度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期に渡り療養を要するという特徴を踏まえて、（患者）の（医療費の負担軽減を図り）つつ、肝がん・重度肝硬変の治療効果、（患者）の生命予後や生活の質を考慮し、（最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築すること）を目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項1号	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第7、第12
事務の内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第四十四条の三の二第一項又は第五十条の三第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7の規定に基づく参加者証の交付申請及び更新申請、実施要綱第12の規定に基づく参加者証の記載事項変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項1号ロ	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第7、第12
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項1号ハ	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第7、第12
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
---------------	------------------	------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号	福島県がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
事務の内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項（同法第四十四条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定による費用の調整に関する事務	福島県がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7の規定に基づく参加者証の交付申請及び更新申請、実施要綱第12の規定に基づく参加者証の記載事項変更の申請に係る費用の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号11	福島県がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号12	福島県がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号13	福島県がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
-------	----------------------	--------------------------------

②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号14	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号15	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号16	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第7、第12
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号ロ	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第7、第12
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第18
事務の内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項（同法第四十四条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定による費用の調整に関する事務	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第18の規定に基づく医療費助成償還払い請求書の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に係る費用の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号イ	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号ロ	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号13	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号14	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号15	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号16	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令49条 項2号ロ	福島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱 第18
②情報提供者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	肝がん患者等のうち知事が認めるもの
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年06月07日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	15
保護評価書の名称	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%A6%8F%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E7%9F%A5%E4%BA%8B&ev_name=%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E3%81%AE%E4%BA%88%E9%98%B2%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%82%A3%E8%80%85%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E5%8C%BB%E7%99%82%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B3%95%E5%BE%8B%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E8%B2%BB%E7%94%A8%E3%81%AE%E8%B2%A0%E6%8B%85%E5%8F%88%E3%81%AF%E7%99%82%E9%A4%8A%E8%B2%BB%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%81%A7%E4%B8%BB%E5%8B%99%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%81%A7%E5%AE%9A%E3%82%81%E3%82%8B%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%AB%E6%BA%96%E3%81%9A%E3%82%8B%E8%82%9D%E7%82%8E%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=%EF%BC%99&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=%EF%BC%99&opn_date_to_month=%EF%BC%99&opn_date_to_day=1&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2